

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年7月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月から5年4月まで
② 平成10年2月から11年3月まで

私は、申立期間①については、会社退職後しばらく経過した平成4年12月頃に病院に行く必要が生じたので、国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った時から保険料を納付すればよいかと思っていたが、同年7月まで遡って納付する必要があることが分かり、それなら早く加入手続を行えばよかったと思いながら保険料を納付した。申立期間②については、別の会社を退職した後のことであるが、上記のことがあったため、直ちに加入手続を行い保険料も納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成4年7月1日付けで健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたものの、申立期間①に係る国民年金の加入手続については、同年12月頃に国民健康保険の加入手続を契機として遅れて行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年12月頃に払い出されており、これは申立人が加入手続を行ったとする時期と一致している。

また、申立人が申立期間①及び②を通じて居住していたA市の記録によると、申立人は、平成4年11月26日に国民健康保険の加入手続とともに国民年金の加入手続を併せて行っていたことが確認でき、これらは、申立人が加入手続を行ったとする時期及び加入動機と符合しており、申立期間①に係る加入手続に関する記憶に矛盾はみられない。

さらに、申立人は、上記の加入手続の際に厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成4年7月1日まで遡って国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間①の保険料は現年度納付することが可能であったところ、申立人は、申立期間①の保険料については、加入手続が遅かったためそれまでの保険料については遡って納付し、その後の保険料については納付書が届くとA市役所又は金融機関で順次納付していたとしており、保険料の納付方法及び納付場所に関しても具体的に記憶している。これらのことを勘案すると、申立人が10か月と短期間である申立期間①について、国民健康保険料と併せて国民年金保険料を納付したとしても不自然ではない。

2 申立期間②については、申立人は、申立期間①の加入手続が遅れたこともあり、平成10年2月21日付けの健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の喪失後、直ちに国民健康保険及び国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳によると、オンライン記録と同様に申立人が申立期間①に係る国民年金被保険者資格の喪失(平成5年5月21日)後に当該資格を再び取得したのは11年10月1日とされており、申立期間②に係る被保険者資格の取得及び喪失の記載はみられず、A市の記録においても、申立期間②に関しては、当該年金手帳と同様に国民年金の加入手続が行われていた形跡は見受けられない。これらのことから、申立人は、申立期間②については国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上記のことは、オンライン記録において申立人が平成11年8月時点で申立期間②に係る国民年金への加入勧奨対象者とされていることから、少なくともこの時点においても申立期間②についての加入手続が行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年7月から5年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から同年12月まで

昭和44年7月に会社を退職しA市に転居した。同市役所で住民票の変更届を提出しに行った際、国民年金に加入しなければならないことを教えてもらい、年金課の窓口で国民年金の手続を行った。どのように納付したのかははっきりとした記憶は無いが、申立期間の国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において国民年金保険料の未納は無く、国民年金被保険者台帳によると、申立人は複数回にわたる転居の際も国民年金に係る住所変更手続を適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意識及び国民年金制度に対する関心は高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出補助簿及び申立人の後の国民年金手帳記号番号の被保険者のオンライン記録における加入状況から、申立人の国民年金加入手続は、昭和44年7月頃にA市で行われ、この手続の際に申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年7月に国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。このことから、申立期間の保険料を同市において納付することは可能であり、上記のとおり、保険料の納付意識及び国民年金制度に対する関心が高かった申立人が、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間直後の昭和45年1月から同年3月までの保険料については、当初未納とされていたが、国民年金被保険者台帳において当該期間の保険料が納付済みとされていたことから、平成22年8月に納付記録の追加処理が行われており、申立人の年金記録が適切に管理されていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から同年9月まで

時期ははっきり覚えていないが、母親がA市B区役所C支所で国民年金の加入手続きを行い、送られてきた納付書で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い上、申立期間は3か月と短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年7月2日にA市B区に払い出されており、同市の国民年金被保険者名簿を見ると、受付記録欄に「受付年月日 63. 1. 9 受付書類名 新規」と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続きは63年1月頃に行われ、この加入手続きの際に資格取得日を遡って61年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続き時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付が可能であった。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和61年10月から62年3月までの期間及び同年10月から63年3月までの期間の保険料は過年度納付されていることが確認できることから、母親が過年度納付可能な申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から同年9月まで

私が離婚して実家に戻ってきた時、父親がA町役場で離婚届出（昭和59年6月*日）と同時に転入届出と国民年金の加入手続を行い、同町役場の課長に会社を辞めた時からの保険料に未納期間が生じないよう手続を依頼し、国民年金保険料を納付したはずである。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数回の住所変更手続を適切に行い、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納は無い。納付記録を見ると、現年度納付できなかった期間については全て過年度納付されており、免除期間については全て保険料が追納され、10年以上の期間について前納していることから、父親は申立人の国民年金加入期間の保険料を完納するように努めていたことがわかる。父親自身も国民年金加入期間中に未納は無く、昭和57年4月以降は前納していることから、父親の国民年金制度への関心及び国民年金保険料の納付意識は高かったものとみられ、かつ、申立期間は3か月と短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年12月27日にA町に払い出されており（進達は61年2月）、申立人の国民年金加入手続はその頃に行われたものとみられ、資格取得日は申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である59年7月1日（57年*月*日（20歳到達時）から平成22年12月16日付けで厚生年金保険被保険者資格喪失日へと訂正されている。）とされていることから、その加入手続時期を基準とすると、申立期間を含む昭和58年10月から60年3月までの保険料は過年度納付が可能であった。

さらに、父親は、申立人が会社を辞めた時からの国民年金保険料に未納が生じないようA町役場の職員に手続を依頼したとしており、納付記録を見ると、申立期間直後の昭和59年10月から60年3月までは過年度納付されていることが確認できることから、前述のとおり、納付意識及び年金制度への関心が高かった父親が申立人の会社退職後となる申立期間の保険料も納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年6月まで

国民年金の加入手続については、A市B区の役場の人が自宅に来て、国民年金に入っておいた方が得になるからと言われ、よく分からないまま夫と一緒に手続を行った。私は、病気で記憶がとぎれがちとなり、国民年金保険料をどのように納付したのかはっきり思い出せないが、最初の頃の保険料月額は100円ぐらいで次第に上がっていったと思う。保険料は、夫の分と一緒に納付していたはずなのに、私の分のみ未納とされているので申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無く、複数年にわたり保険料を前納していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる上、申立期間は1年3か月と比較的短期間である。

また、申立人は、夫と一緒に加入手続を行い、夫の分と一緒に保険料を納付していたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は夫婦連番で昭和44年10月3日にC市に払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃夫婦一緒に加入手続が行われ、その手続の際に夫婦共に資格取得日を遡って36年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この払出時期を基準とすると、申立期間は、特例納付実施期間中でなければ時効により保険料を納付することができないが、申立期間直後の37年7月から42年3月までは納付済みとされていることから、申立人は、加入手続後、特例納付を利用して保険料を納付したと考えられ、申立人が一緒に保険料を納

付していたとする夫は、申立期間の保険料が納付済みとされている。

さらに、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人及びその夫は、昭和 47 年度以降の国民年金加入期間において保険料を前納していることが確認でき、申立人は、夫の分と一緒に保険料を納付していたことがうかがわれ、前述のとおり、納付意識の高かった申立人が夫の分のみ昭和 36 年 4 月から保険料を納付し、納付可能であった自身の分を納付しなかったとは考え難く、申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案6465

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成11年10月から12年9月までを24万円、同年10月から14年1月までを26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から14年1月まで

申立期間の標準報酬月額が、給料明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額より低額となっているので、適正なものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年12月及び13年1月については、申立人から提出された給料明細書及び申立人の居住地を管轄するA税務署から提出された給与所得の源泉徴収票により、申立人は、その主張する標準報酬月額（26万円）に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成11年12月から12年11月まで及び13年2月から14年1月までの期間については、上記給与所得の源泉徴収票により、申立人は、その主張する標準報酬月額（11年12月から12年9月までは24万円、同年10月、同年11月及び13年2月から14年1月までは26万円）に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間のうち、平成11年10月及び同年11月については、複数の同僚の証言及び申立人の主張から判断して、申立人は、当該期間においても同一の定時決定期間に含まれる同年12月から12年9月までの期間と同額の標準報酬月額（24万円）に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認できる。

なお、事業主が申立人に係る平成11年10月から14年1月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は、当時の資料が無く不明と回答しているが、申立人から提出された給料明細書及びA税務署から提出された給与所得の源泉徴収票により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年8月から11年9月までの期間については、B社の当時の事業主は、「申立期間当時の資料が無いため、当時のことは分からない。」と回答しており、当該期間における申立人の給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立期間当時の複数の同僚は、「当時の厚生年金保険の取扱いについては、よく覚えていない。」と証言している上、いずれの同僚からも、当該期間に係る給料明細書等の提出がないことから、当該期間におけるB社の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和45年11月27日から同年12月1日まで

申立期間①については、A事業所の命によりグループ企業のB社に転勤したが、1日の空白も無く勤務した。しかし、厚生年金保険の記録は当該期間が空白とされているので、当該期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、昭和45年11月25日にB社からの転勤の打診を断り、月末まで勤務し退社する旨を了承された。月末まで仕事した後に寮を退去したので、資格喪失日が同年11月27日となっているのは納得できない。当該期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事業所の当時の経理担当者を含む複数の同僚の証言により、申立人は、同事業所及びグループ会社のB社に継続して勤務し（A事業所からB社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる資料等はないが、戸籍の附票によると、申立人が昭和45年2月1日にB社の寮に転居した旨記録されているとともに、申立人と一緒にA事業所からB社に異動したとする同僚が「昭和45年1月末日までA事業所で働き、翌日、申立人と同じ電車で上京し、B社

に赴任した。」と証言していることから判断すると、申立期間①については、A事業所における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年12月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は無く不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和45年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、B社は、昭和46年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の当時の事業責任者は、「B社は、昭和46年半ばに解散しており、当時の書類の保存は無い。」と証言していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間②当時、B社において厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚は、「申立人は、昭和45年11月まで勤務していたが、月末まで在籍したかどうかまでは分からない。」旨証言している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のB社における離職日は、昭和45年11月26日とされており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の被保険者資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6467～6471（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び同社の事務担当者の証言により、申立人は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件5件（別添一覧表参照）

別紙 厚生年金あつせん一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額	
					申立期間	標準賞与額
6467			男	昭和26年生	平成16年12月20日	34万 2,000円
					平成17年8月5日	29万 3,000円
					平成17年12月22日	30万 5,000円
					平成18年8月5日	28万 6,000円
					平成18年12月28日	29万 7,000円
					平成19年8月5日	30万 円
					平成19年12月20日	31万 3,000円
					平成20年8月5日	29万 3,000円
					平成20年12月20日	30万 6,000円
6468			男	昭和28年生	平成16年12月20日	35万 1,000円
					平成17年8月5日	29万 3,000円
					平成17年12月22日	30万 5,000円
					平成18年8月5日	28万 6,000円
					平成18年12月28日	29万 7,000円
					平成19年8月5日	30万 円
					平成19年12月20日	31万 3,000円
					平成20年8月5日	29万 3,000円
					平成20年12月20日	30万 6,000円
6469			男	昭和24年生	平成16年12月20日	24万 4,000円
					平成17年8月5日	21万 5,000円
					平成17年12月22日	21万 円
					平成18年8月5日	19万 1,000円
					平成18年12月28日	18万 6,000円
					平成19年8月5日	17万 円
					平成19年12月20日	17万 6,000円
					平成20年8月5日	16万 6,000円
					平成20年12月20日	17万 2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額	
					申立期間	標準賞与額
6470			男	昭和50年生	平成17年8月5日	25万 4,000円
					平成17年12月22日	28万 6,000円
					平成18年8月5日	28万 6,000円
					平成18年12月28日	29万 7,000円
					平成19年8月5日	30万 円
					平成19年12月20日	34万 2,000円
					平成20年8月5日	31万 3,000円
					平成20年12月20日	33万 4,000円
6471			男	昭和44年生	平成19年12月20日	19万 6,000円
					平成20年8月5日	24万 5,000円
					平成20年12月20日	24万 9,000円

愛知厚生年金 事案6472～6476（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び同社の事務担当者の証言により、申立人は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件5件（別添一覧表参照）

別紙 厚生年金あつせん一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額	
					申立期間	標準賞与額
6472			男	昭和44年生	平成16年12月20日	24万 6,000円
					平成17年8月5日	26万 1,000円
					平成17年12月22日	23万 8,000円
					平成18年8月5日	9万 1,000円
					平成18年12月28日	19万 6,000円
					平成19年8月5日	9万 8,000円
					平成19年12月20日	24万 円
					平成20年8月5日	17万 3,000円
					平成20年12月20日	14万 円
6473			男	昭和48年生	平成16年12月20日	27万 5,000円
					平成17年8月5日	26万 7,000円
					平成17年12月22日	24万 8,000円
					平成18年8月5日	24万 8,000円
					平成18年12月28日	21万 4,000円
					平成19年8月5日	10万 円
					平成19年12月20日	17万 9,000円
					平成20年8月5日	23万 4,000円
					平成20年12月20日	20万 8,000円
6474			男	昭和29年生	平成16年12月20日	32万 4,000円
					平成17年8月5日	31万 7,000円
					平成17年12月22日	28万 6,000円
					平成18年8月5日	35万 2,000円
					平成18年12月28日	23万 2,000円
					平成19年8月5日	17万 2,000円
					平成19年12月20日	18万 円
					平成20年8月5日	12万 3,000円
					平成20年12月20日	24万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額	
					申立期間	標準賞与額
6475			男	昭和43年生	平成16年12月20日	14万 2,000円
					平成17年8月5日	19万 4,000円
					平成17年12月22日	18万 2,000円
					平成18年8月5日	23万 8,000円
					平成18年12月28日	23万 円
					平成19年8月5日	28万 9,000円
					平成19年12月20日	30万 4,000円
					平成20年8月5日	31万 2,000円
					平成20年12月20日	27万 4,000円
6476			男	昭和45年生	平成17年8月5日	11万 9,000円
					平成17年12月22日	23万 8,000円
					平成18年8月5日	33万 3,000円
					平成18年12月28日	37万 1,000円
					平成19年8月5日	35万 6,000円
					平成19年12月20日	32万 8,000円
					平成20年8月5日	31万 5,000円
					平成20年12月20日	32万 6,000円

愛知厚生年金 事案6477～6481（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

私は、A事業所に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を控除したものの、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件5件（別添一覧表参照）

別紙 厚生年金あっせん一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額	
					申立期間	標準賞与額
6477			男	昭和34年生	平成15年12月16日	55万 円
					平成16年3月12日	45万 円
					平成16年12月17日	55万 円
					平成17年3月15日	45万 円
					平成17年7月20日	47万 円
					平成18年3月15日	45万 円
					平成19年3月15日	45万 円
					平成19年12月14日	57万 円
					平成20年3月14日	46万 円
					平成20年7月11日	49万 円
					平成20年12月12日	58万 円
6478			男	昭和45年生	平成15年12月16日	30万 円
					平成16年3月12日	32万 円
					平成16年12月17日	32万 円
					平成17年3月15日	32万 円
					平成17年7月20日	33万 円
					平成18年3月15日	32万 円
					平成19年3月15日	32万 円
					平成19年12月14日	36万 円
					平成20年3月14日	33万 円
					平成20年7月11日	36万 円
					平成20年12月12日	37万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額	
6479			女	昭和48年生	平成15年12月16日	7万 円
					平成16年3月12日	20万 円
					平成16年12月17日	20万 円
					平成17年3月15日	18万 円
					平成17年7月20日	22万 円
					平成19年3月15日	18万 円
					平成19年12月14日	22万 円
					平成20年3月14日	18万 円
					平成20年7月11日	22万 円
					平成20年12月12日	22万 円
6480			男	昭和52年生	平成17年3月15日	5万 円
					平成17年7月20日	30万 円
6481			女	昭和45年生	平成19年3月15日	16万 円
					平成19年12月14日	18万 円
					平成20年3月14日	17万 円
					平成20年7月11日	19万 円
					平成20年12月12日	18万 5,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月16日
② 平成16年3月12日
③ 平成16年12月17日

私は、A事業所に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る保険料を控除したものの、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③については、A事業所から提出された賞与支払明細書により、申立人が当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことは認められる。

しかし、オンライン記録により、申立人は、当該賞与の支給日である平成16年12月17日の9日後の同年12月26日にA事業所の厚生年金保険の被保険者

資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第19条第1項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、当該被保険者期間に係る保険料については、同法第81条第2項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成16年12月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはなり得ない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間③における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を申立期間①は28万円、申立期間②は31万円、申立期間③は30万円、申立期間④は31万円、申立期間⑤は32万円、申立期間⑥は31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月16日
② 平成16年3月12日
③ 平成16年12月17日
④ 平成17年3月15日
⑤ 平成17年7月20日
⑥ 平成18年3月15日
⑦ 平成19年3月15日

私は、A事業所に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥において、その主張する標準賞与額（申立期間①は28万円、申立期間②は31万円、申立期間③は30万円、申立期間④は31万円、申立期間⑤は32万円、申立期間⑥は31万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る保険料を控除したものの、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞

与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑦については、A事業所から提出された賞与支払明細書により、申立人が当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことは認められる。

しかし、オンライン記録により、申立人は、当該賞与の支給日である平成19年3月15日の11日後の同年3月26日にA事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第19条第1項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、当該被保険者期間に係る保険料については、同法第81条第2項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成19年3月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはなり得ない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間⑦における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6484

第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額の記録については、申立期間①は32万円、申立期間②は31万円、申立期間③は30万3,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月23日
② 平成17年12月22日
③ 平成18年12月25日

申立期間について賞与が支給され、賞与明細書により、賞与支給額と厚生年金保険料の控除額が確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①、②及び③において31万円又は32万円の賞与が支給され、30万3,000円から32万円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は32万円、申立期間②は31万円、申立期間③は30万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を控除したものの、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成20年4月は36万円、同年5月から同年8月までは30万円、同年9月から同年12月までは34万円、21年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月から21年3月まで

入社当時は出来高払で給料をもらっていたが、平成19年5月から30万円の手取り保証の約束で勤務していた。申立期間も当然30万円に見合う厚生年金保険料を支払っていたものと思っていたが、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が、実際に支給された額と著しく異なっているため、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細一覧により、申立人は、申立期間において、22万円から38万円の標準報酬月額に基づく給与額が支給され、平成20年4月は36万円、同年5月から同年8月までは30万円、同年9月から21年2月までは34万円、同年3月は26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細一覧において

確認できる保険料控除額から、平成20年4月は36万円、同年5月から同年8月までは30万円、同年9月から同年12月まで及び21年2月は34万円とし、給与明細一覧において確認できる支給合計額から、同年1月は32万円、同年3月は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間について、給与明細一覧において確認できる保険料控除額又は給与額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和32年4月19日）及び資格取得日（35年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を32年4月から同年9月までは5,000円、同年10月から35年3月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月19日から35年4月1日まで

私は、A社で昭和31年4月から35年2月上旬の結婚まで住み込みで働き、その後も出産後の36年5月中頃まで継続して働いた。途中で仕事内容が変わったことは無い。しかし、厚生年金保険の記録が無い期間があることに納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社において昭和31年8月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年4月19日に同資格を喪失後、35年4月1日に同社において同資格を再度取得しており、32年4月から35年3月までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間にA社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の同僚は、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、業務内容等の変更も無かった旨証言している。

また、当時の経理担当者は、「A社では、女性の従業員は、事務員の二人を除いて工員だった。工員に特別な種類は無く、特別に厚生年金保険料を控除しない扱いもなかった。」と証言しているとともに、当時の上司は、「A社で

は、女性の従業員は、全て厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年3月及び35年4月の記録及び同僚の記録から、32年4月から同年9月までは5,000円、同年10月から35年3月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月26日

A社で支給された役員賞与のうち、平成17年9月支給分が、賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。このため、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月7日から41年8月4日まで

私は、A社B支店を退職後、すぐに別の仕事に就いた。脱退手当金の手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和41年8月4日）から約1年7か月後の43年2月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が支給決定日以前の3回の被保険者期間のうち、最初に勤務した事業所の被保険者期間及び支給日の直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定日から約3か月後の昭和43年6月5日に別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月から平成3年3月まで

申立期間は大学生であり、母親から任意加入ではあったが20歳になったので将来のために私の国民年金保険料を納付していると聞いていた。母親は亡くなっており、加入手続や保険料納付についての詳細は不明で立証することはできないが、母親はうそをつくような人ではないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人及びその妻は、母親から申立人が20歳（昭和63年*月）になったので、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していると聞いていたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録においても、申立人が国民年金に加入していた事実は確認できない。このため、申立人は申立期間において、国民年金に未加入であり、母親は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、戸籍の附票によると、申立人は、大学生になったとする昭和62年4月に住民票をA市からB市に移し、A市に住民票を戻したのは平成2年3月であり、その後3年3月にはC市に移していることが記載されている。国民年金の加入手続及び保険料納付は、制度上、住民票のある市町村で行うこととされていることから、申立期間のうち、申立人がB市に居住していた昭和63年11月から平成2年2月までの期間及びC市に居住していた3年3月について

は、A市に居住していた母親がB市及びC市で申立人の加入手続及び保険料納付を行っていたとは考え難い上、申立人は、国民年金の納付書を母親に渡した記憶は無いとしている。

加えて、申立期間当時に申立人が居住していたB市、A市及びC市のいずれにおいても、申立人に係る国民年金の記録は存在しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から同年12月までの期間及び52年7月から54年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月から同年12月まで
② 昭和52年7月から54年5月まで

申立期間の国民年金加入手続は私が行い、国民年金保険料については、妻が区役所の集金人に毎月納付してくれていた。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録によると、申立期間①及び②はいずれも申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の期間であり、その都度、申立人が国民年金被保険者資格を取得していることは確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間①については、妻が妻自身の分と一緒に保険料を納付していたとしているところ、妻も申立人同様に未納とされている。

また、申立人は、申立期間①及び②のいずれについても、妻が毎月A市の区役所の集金人に保険料を納付しており、保険料は月額1,000円ぐらいであったとしているところ、i) 同市における保険料の徴収は、3か月ごとに行われていたこと、ii) 同市の集金人制度は昭和53年度末をもって廃止されているため、申立期間②のうち昭和54年4月及び同年5月については集金人に保険料を納付することはできなかったこと、iii) 申立人の主張する保険料月額は、申立期間①の保険料とはおおむね一致するものの、申立期間②の保険料とは乖離^{かいり}していることから、申立人の主張とは相違する点がみられる。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳における昭和 53 年度の備考欄に「納付書送付」の記載が確認でき、これは当該年度に納付されなかった保険料について、社会保険事務所（当時）が過年度保険料として納付書を作成した場合に記載されるものであることから、少なくとも申立期間②のうち同年度の保険料については当時未納であったと考えられる上、過年度保険料は国庫金となり、A市では、集金人が徴収することはなかったとしていることから、集金人以外に申立期間の保険料を納付したことはないとしている妻が、当該過年度納付書を用いて保険料を納付したとも考え難い。

加えて、昭和 50 年度以降の納付状況が確認できる A 市の国民年金情報検索システムにおいても、申立期間②の保険料については、オンライン記録同様、未納とされている。

このほか、妻が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から12年3月まで

平成11年10月に会社を退職し、12年4月から次の会社に入社した。入社して2、3か月後に、国民年金保険料の納付書が社会保険事務所（当時）から届いたので、私がA市B区役所C支所で7万円弱を納付した。申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続については記憶に無いが、平成12年4月に会社に入社した2、3か月後に申立期間の納付書が社会保険事務所から届いたので、A市B区役所C支所で7万円弱を納付したとしているところ、申立人に係る同市の国民年金受付記録によると、申立期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続は12年5月22日に窓口で受け付けられていることが確認できることから、この頃に申立期間の加入手続が行われたものとみられる。このため、この加入手続時点を基準とすると、申立期間の保険料は過年度保険料として遡って納付することは可能であった。

しかしながら、i) A市では、申立人が保険料を納付したとするB区役所C支所内の窓口で過年度保険料（国庫金）を収納することはなかったとしていること、ii) 申立期間の保険料額は7万9,800円であること、iii) 申立人は、申立期間の納付書の形状について、「形は横長でたしか切り取り線が入って、納付するとその一部を領収書として返してもらったものだったと思う。」と述べているが、当時の国民年金保険料の過年度納付書様式は3枚複写であり、納付すると3枚目を領収証書として本人に渡していたことから、申立人の記憶と相違する。

また、申立期間当時には、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納

付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年10月まで

年金事務所で確認したところ、両親については、昭和39年4月から国民年金保険料を納付していたことを知った。当時、同居していた私も当然一緒に国民年金に加入し、保険料を納付してくれていたものと思い調査してもらったところ、加入及び納付の確認ができなかったとの回答であった。両親はおそらく役所の職員に言われて国民年金に加入したと思うが、既に他界しているので詳しいことは分からない。当時の田舎の人の考えでは、家族一人を残しての加入は考えられないことから、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親は既に他界していることから、申立期間の加入手続及び保険料の納付状況の詳細をうかがい知ることはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対してこれまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人が申立期間当時居住していたA市においても、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できないことから、申立期間は、国民年金に未加入となり、両親は申立人の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、両親については国民年金に加入し、申立期間に係る保険料を納付しているにもかかわらず、自身については国民年金への加入及び申立期間に係る保険料を納付していないこととされていることに疑問を抱いているが、上記払出簿検索システム及びオンライン記録によると、両親については、

国民年金手帳記号番号が昭和 39 年 5 月 4 日に連番で払い出されており、同年 4 月から被保険者資格を取得し、保険料が納付されていることが確認できる。これに対し、申立人については、上記のとおり、両親とは状況が異なり、国民年金に加入した形跡は見当たらないことから、両親が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをもって、申立人に係る保険料が納付されていたとは推認し難い。

加えて、両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月及び同年11月

私は、役所を退職（平成2年10月）後しばらくして、A市役所から私たち夫婦宛てに申立期間の保険料の督促状が届いたので、妻と一緒に同市役所に出向き、窓口で二人分の保険料を納付した。定かでないが、1か月分の保険料は一人当たり4、5千円だったと思う。申立期間について、妻は納付済みとされているにもかかわらず、自分だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、役所を退職（平成2年10月）後しばらくして、A市役所から申立期間に係る夫婦宛ての督促状が届いたので、同市役所で夫婦二人分の申立期間の保険料を納付したとしているものの、オンライン記録及び同市の国民年金の参考記録によれば、妻は申立人が共済組合の資格を喪失した同年10月24日に国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更され、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した同年12月1日に再び第3号被保険者に種別変更されているが、この事務処理が社会保険事務所（当時）で行われたのは3年8月23日であること、及び申立期間に係る妻宛ての納付書が同年8月26日に作成され、その後過年度納付されていることが確認できる。一方、申立人は、国民年金の加入手続を行ったことや加入手続後に交付される年金手帳の受領についての記憶は無いとしている上、保険料を月額一人当たり4、5千円納付したとしているが、申立期間当時の保険料月額は一人当たり8,400円であることから、申立人の申立期間の加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれ

ば、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間当時住民登録をしていたA市においても、申立人が国民年金に加入し申立期間の保険料を納付していた記録は存在しないなど、申立人が申立期間において国民年金に加入していた事実を確認できない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から53年3月まで

私の国民年金の加入手続や保険料の納付は亡くなった父親に任せていた。父親は厳格な性格であり、母親からは「私たち夫婦の分やあなたの分を間違いないく納付していた。」と聞いている。両親は納付期限までにきちんと保険料を納付しており、私の保険料も同様に納付したと確信している。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡しており、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年6月30日にA町において夫婦連番で払い出されており、前後の任意加入者の資格取得日から同年9月頃に国民年金の加入手続が行われたものとみられ、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って45年*月*日（20歳到達日）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年6月から51年6月までの期間は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、前述の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和51年7月から53年3月までの期間は過年度納付が可能であったものの、申立期間

の保険料納付状況の詳細は不明である上、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間はいずれも未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられないことから、父親が申立期間の保険料を過年度納付したとまでは推認し難い。

加えて、申立人と同時期（昭和53年9月頃）に加入手続を行ったとみられる妻は、その加入手続の際に資格取得日を遡って49年*月*日（20歳到達日）とする事務処理が行われたものとみられ、妻のオンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿によると、同年2月から53年3月までの期間は未納とされている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3168(事案 284 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

当時、私が夫婦の国民年金保険料を集金人に納付していた。当初、夫は150円、私は100円を毎月納付していたが、すぐに保険料が上がった覚えがある。当時、国民年金手帳は無く領収書をもらっていたが、その領収書は現在無い。そのほか納付の事実が確認できる資料は無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしいという申立内容で、第三者委員会に申立てを行ったが、平成20年7月に申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受けた。

今回、国民年金手帳に、「資格取得 昭和36年4月1日 資格喪失 昭和60年9月2日」と記載されていることから、この資格取得日から保険料を集金人に納付していた。申立期間当時は、国民年金手帳を所持していなかったが、私が集金人に納付し受け取った領収書は、現在所持する昭和50年度の領収書と同じものであったことを思い出した。申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期(昭和41年4月13日)を基準とすると、申立期間の一部は時効となり、申立期間当時、国民年金に未加入となることから保険料を集金人に納付することはできないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人は、国民年金保険料が100円の時から納付しており、すぐに保険料が上がった覚えがあると主張しているが、申立期間中の国民年金保険料は100円のままで上がっておらず、保険料が100円から200円に上がったのは42年1月からであることから、申立人の主張とは相

違すること、iii) 申立人が居住していたA市で集金による保険料納付が開始されたのは、37年11月以降であり、申立期間の初期においては集金人に納付することはできず、申立期間当時は国民年金手帳の交付は無かったとするなど、申立内容に不自然な点が見受けられること等から、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、国民年金手帳に、「資格取得 昭和36年4月1日 資格喪失 昭和60年9月2日」と記載されていることから、この資格取得日から保険料を集金人に納付していたとしており、申立期間当時は、国民年金手帳を所持していなかったが、集金人に申立期間の保険料を納付し受け取った領収書は、現在所持する昭和50年度の領収書と同じものであったことを新たに思い出したので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしいとしているところ、i) 申立人が所持する昭和41年4月13日発行の国民年金手帳には、「資格取得 昭和36年4月1日 被保険者の種別 強 資格喪失 昭和60年9月2日、 資格取得 昭和60年11月26日 被保険者の種別 強」と記載されているが、この記載は、国民年金制度上、国民年金被保険者の資格記録が記載されているものであり国民年金保険料が納付されたことを示すものではないこと、ii) 申立人が集金人に申立期間の保険料を納付し受け取った領収書は、現在所持する50年度の領収書と同じものであったとしているところ、A市では、国民年金保険料は36年4月から37年10月までは区役所窓口で取り扱い、同年11月からは3か月ごとに集金人（国民年金推進員）が徴収し、その納付方法は国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式（36年度から49年度まで）で、納付書方式（規則検認）は、50年4月からであったとしていることから、申立人の申立期間の保険料納付方法に係る記憶とは相違しており、この申立人の主張内容は、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな事情とは認められない。

また、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期（昭和41年4月13日）を基準とすると、申立期間のうち、39年1月から41年3月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人は、申立期間の保険料は集金人に納付したとしているが、A市では、過年度保険料は取り扱っておらず、集金人（国民年金推進員）に過年度納付することはできなかつたとしており、申立人も保険料を遡ってまとめて納付した覚えは無いとしていることから、当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情を見いだすことはできないなど、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から7年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の平成8年1月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月から7年2月まで
② 平成8年1月から9年2月まで

私は、時期は覚えていないが、母親が大学生当時住んでいたA市に郵送で私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。申立期間①当時は、学生だったので、免除申請の手続きを行ったと思う。申立期間②は、申請免除とされているが、B市にあるC郵便局の私の口座から国民年金保険料を毎月引き落とししていた。申立期間①の保険料が申請免除とされていないこと、及び申立期間②の保険料が申請免除とされており、納付とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び保険料免除申請手続きに直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人の加入手続き時期、加入手続き方法、免除申請手続き時期及び申請免除承認通知の受領の有無に関する記憶は無く、加入手続き及び免除申請手続き状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年2月15日にA市で払い出されていることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きにおいて、資格取得日を遡って5年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合している。このため、この加入手続き時期を基準とすると、申立人は、申立期間①当時において国民年金に未加入であったものとみられ、

遡って前年度以前である申立期間①の保険料を免除申請することはできなかつたものとみられる。

さらに、オンライン記録及びA市が保管する国民年金記録照会のいずれも、申立期間①は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立期間②については、申立人は、B市にあるC郵便局の自身の口座から、国民年金保険料を毎月引き落とししていたとしているところ、A市では、郵便局における国民年金保険料の窓口収納取扱とともに自動振込を開始したのは、平成9年4月1日からとしていることから、申立期間②の保険料を郵便局の口座から引き落としすることはできなかつたものとみられる。

その上、オンライン記録の免除記録欄によると、「該当/申請 平8.2.29 始期—終期 平8.1—平8.3 種別 全」、「該当/申請 平8.5.31 始期—終期 平8.4—平9.2 種別 全」と記録されている。このことは、A市が保管する国民年金記録照会及びB市が保管する国民年金被保険者名簿^{そご}のいずれも、申立期間②は、申請免除とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間①の保険料を免除されていたこと及び申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を免除されていたこと及び申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が平成5年2月から7年2月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、申立人が8年1月から9年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から7年2月まで

亡き夫の国民年金の加入手続については分からないが、申立期間当時、郵送された納付書により、私が金融機関で夫の保険料を毎月納付していた。私の家計簿に、平成6年7月及び同年9月から7年3月までの8か月は、国民年金保険料と国民健康保険料の合計額と思われる金額の記載がある。申立期間について、保険料を納付した記録が無いとされていることは納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間に係る国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人は既に死亡しているほか、妻は、申立期間当時、郵送された納付書により、金融機関で申立人の国民年金保険料を毎月納付していたとしているものの、申立期間の保険料の納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の妻は、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、家計簿の写しを提出し、この家計簿には、平成6年7月及び同年9月から7年3月までの8か月は、国民年金保険料と国民健康保険料の合計額と思われる記載があると主張している。この家計簿の写しを見ると、妻が主張するとおり、内訳を「国民保険」若しくは「国保」又は「保険」として各月3万2,000円余りが計上された8か月が確認できるが、申立人の分として納付した国民健康保険料額は不明であることから、これら計上額の中に国民年金保険料が含まれているとまでは推認できない上、申立期間のうち、4年5月か

ら5年4月までについては家計簿の保管が無く、申立期間のうち、同年5月から6年6月までの14か月及び同年8月については、家計簿はあるものの、前述の8か月と同様の記載が見当たらない。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入（平成9年1月）後の13年2月1日とされており、基礎年金番号導入前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このことは、申立人が居住していたA市において、申立期間に係る申立人の加入及び納付記録が存在しないこととも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入であり、申立人の妻は、申立人の申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、A市が保管する「国保資格 世帯資格情報照会」によると、申立人、妻及び子供が国民健康保険に加入したのは、平成6年4月30日とされているものの、申立人は、7年3月1日に社会保険に加入したことにより、同年3月2日に国民健康保険の被保険者資格を喪失したとされているが、妻及び子供は、その後も国民健康保険に加入していることが確認できる。このため、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した同年3月以降についても、家計簿に内訳を「国民保険」等とする計上額があり、これら計上額が前述の8か月の計上額を下回っているのは、国民健康保険料額が下がったことによるものとみられる上、同年5月以降の計上額と前述の8か月の計上額との差額は、平成6年度の国民年金保険料月額（1万1,100円）とは相違していることから、家計簿に記載されている「国民保険」等の内訳は、国民健康保険料のみを計上したものであった可能性が高い。

このほか、申立人の妻が提出した家計簿のほかに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から49年3月まで

私は、父親から、私が20歳になった昭和44年*月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無く詳細は覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月25日にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って44年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかったものとみられる。

さらに、オンライン記録及びA市の申立人の国民年金被保険者名簿の納付記録共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)

は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年10月及び17年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年10月
② 平成17年2月

私の年金記録を見ると、会社退職後、再就職するまでの5か月間のうち、平成16年11月から17年1月までの3か月間は納付済みとされており、16年10月及び17年2月は未納とされている。納付済みの3か月間については、18年12月12日に納付されているとの説明を年金事務所で受けた。詳細は覚えていないが、申立期間の国民年金保険料は、先ほどの3か月を納付したときに一緒にコンビニエンスストアか金融機関で一括納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は送付されてきた納付書で平成16年12月から17年1月までの保険料を納付した18年12月12日に一緒にコンビニエンスストアか金融機関で納付したとしているところ、加入手続場所、加入手続時期及び保険料の納付金額については、覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成16年10月1日付けで第1号・第3号被保険者取得勸奨者とされ、同年12月に申立人に対して第1号・第3号被保険者取得勸奨状が送付されたこととされている。その後、未加入期間国年適用勸奨状が送付され、17年3月24日には「勸奨関連対象者一覧」がA市に送付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、同年3月24日以降に行われたものとみられ、この加入手続の際に、遡って厚生年金保険被保険者資格喪失日の16年10月1日を資格取得日及び17年3月1日を資格喪失日とする事務処理

が行われたものとみられる。申立人は、申立期間を含む16年10月から17年2月までの保険料を一括納付したと主張する18年12月12日時点では、申立期間①の保険料は既に時効が成立しており、納付することはできない上、オンライン記録によると、19年2月8日に申立人に対して申立期間②の納付書が作成・送付されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年7月1日から21年7月1日まで
② 昭和21年9月25日から23年1月1日まで
③ 昭和25年1月1日から26年1月1日まで

私は、昭和20年7月1日にA事業所に入社し、25年12月31日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者期間は、昭和21年7月1日から同年9月25日までの期間及び23年1月1日から25年1月1日までの期間とされているが、申立人は、「昭和20年7月1日にA事業所に入社し、25年12月31日に退職するまで、レンズを磨く仕事で、継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、A事業所は、昭和25年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、既に死亡している上、当該事業主の長男（申立期間当時は小学生ないし中学生。）は、「当時の社会保険関係の資料が無く、厚生年金保険関係のことは何も分からない。」と証言している。

申立期間①について、A事業所の同僚の証言及び申立人の同事業所の火災に関する具体的な主張から判断して、入社日は特定できないものの、申立人が、昭和21年1月頃から同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、複数の同僚は、「当時、A事業所では、試用期間があった。試用期間がどれぐらいだったかまでは覚えていない。」旨証言しており、申立期間当時のA事業所においては、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

申立期間②について、A事業所の複数の同僚は、「申立人がA事業所に勤務していたことは覚えているが、申立期間②においても引き続き勤務していたかどうか、一旦、退職したことがあるのかどうかについては、覚えていない。」旨証言しており、申立人の当該期間における継続勤務について証言が得られない。

申立期間③について、A事業所は、昭和25年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において、同事業所が適用事業所であった記録は確認できない。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人と同じ昭和25年1月1日に、被保険者資格を喪失している同僚は、「自分は、昭和25年1月1日以降も、A事業所に勤務した。しかし、その当時、事業所から、従業員数が5人を下回ることになったので、厚生年金保険に加入しないことになったと聞いた。だから、当該期間においては、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。なお、申立人が、いつまで勤務したのかまでは、覚えていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から47年3月1日まで

私は、昭和46年2月から57年10月までA社に勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和47年3月1日となっており、46年2月1日から47年3月1日までの期間の記録が無いことが分かった。

源泉徴収票により、社会保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払報告書及び昭和47年分給与所得の源泉徴収票、申立人がA社の後に勤務したB社から提出された人事記録並びに申立期間当時のA社における社会保険事務の担当者の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間のうち、46年2月1日から同年12月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

しかし、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和47年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない上、申立人が同社に入社した時に既に在籍していた同僚として名前を挙げた2人は、申立期間に係る被保険者記録が無く、申立人と同様に、同社が適用事業所となった日（同年3月1日）に、揃って被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記の社会保険事務の担当者は、「申立人が入社してきた頃は、申立人を含めて3人しか従業員がいなかったもので、厚生年金保険の適用事業所の

届出を行わなかったのかもしれない。その後、従業員数が増えて、強制適用の要件（常時5人以上）に該当したため届出を行ったと思うが、いつごろ従業員が5人以上になったのかということまでは分からない。」と証言しており、申立期間当時のA社は、従業員数が常時5人以上とされる当時の厚生年金保険の強制適用事業所となる要件を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、申立人から提出された昭和47年分給与所得の源泉徴収票によると、同年の社会保険料は7万4,569円であったことが確認できるところ、当該保険料は、申立人の同年3月から同年12月までのオンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）に基づき算出された厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致することから、申立期間のうち、同年1月1日から同年2月29日までの期間については、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

加えて、A社は、昭和62年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、上記の社会保険事務担当者は、「当時の厚生年金保険料の取扱いについては、覚えていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除及び当時のA社の従業員数が5人になった時期について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から45年8月まで

年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、それ以前に比べて低くなっていることが分かった。

A社に勤務していた期間においては、減給は一度も無かったと思うので、申立期間の標準報酬月額を適正なものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の給与額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料は保管していない。しかし、労働組合が発行していた資料により、申立期間当時、賞与の支給回数が、年4回から3回に変更されたことが分かった。賞与支給回数の変更に伴い、賞与額が標準報酬月額の計算対象から除外されることになったため、標準報酬月額が低くなったものと考えられる。」と回答している。

また、当時の厚生年金保険法では、第3条第1項第3号及び第4号において、「支給回数が年4回以上の賞与は報酬に含め、4回未満の賞与は報酬に含めず保険料賦課の対象とされない。」と規定されていた。

さらに、申立人と同時期にA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和42年8月時点において被保険者記録が認められる女性同僚全11人の標準報酬月額は、それぞれ被保険者期間が同一でないものの、申立人の標準報酬月額と比べて、その額及び推移に特段の差異は認められない上、いずれも申立人と同様に、同年8月の改定時に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

加えて、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の標準報酬月額に、遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6491

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から45年9月まで
年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、支給されていた給与額よりも低いと思うので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の社会保険関係の資料を保管していないため、保険料控除額等について確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立人と生年月日及び厚生年金保険被保険者資格取得日が近い複数の同僚の標準報酬月額は、被保険者期間が同一ではないものの、申立人の標準報酬月額と比べて、その額及び推移に特段の差異は認められないことから、申立人の標準報酬月額のみが不自然とされる状況はうかがえない。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚が保管していた給料支払明細書（昭和42年11月から43年4月まで及び44年7月の7か月分）によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、申立期間当時の複数の同僚に照会しても、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて証言が得られない。

加えて、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の標準報酬月額に、遡って訂正された形跡はうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月1日から38年3月1日まで
② 昭和43年10月1日から51年10月1日まで

私は、昭和26年の春からA組合に加入しているB店に勤務し、店主と結婚した後は、家族従業員としてずっと働いた。当時の資料は無いが、厚生年金保険料は、65歳まで中断することなく納めていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は、B店が加入していたA組合において昭和31年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同店に勤務していた同僚は、「申立人は、結婚（昭和31年2月*日）した後、すぐに子供ができて家事が中心になったので、一時期、申立人に替わって、その妹が仕事をしていた。」と証言しており、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

申立期間②について、厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、A組合において昭和43年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を再び喪失していることが確認できるところ、当時の同組合の事務担当者は、「B店は、ずっと同じ場所で営業していた。しかし、時期ははっきりしないが、自主流通米制度の開始に伴い組合が組織変更した昭和40年代半ば頃、一度、組合を退会した記憶がある。その退会していた間は、同店に対する社会保険料の徴収（集金）を中止していたと思う。」と証言している。

また、当時のA組合において被保険者記録に欠落期間が確認できる複数の者は、各店はそれぞれ独立した事業なので同組合への加入は時代とともに強制ではなくなっていた旨証言している。

さらに、B店は、「昭和50年頃、転居した際に、古い書類は全て処分した。」と回答しており、当時の事務全般を行っていたとされる事業主は、既に死亡している上、A組合は、平成14年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、既に解散していることから、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年7月まで

申立期間の標準報酬月額は32万円と記録されているが、私は、A社において、給与が38万円に昇給してから退職するまで減額された記憶は無いので、申立期間について、標準報酬月額を38万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の同社の事業主は既に他界している上、同社解散時の事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等は保管しておらず、給与から控除していた厚生年金保険料額は分からない。」と回答している。

また、A社が委託していた社会保険労務士及び税理士並びに申立人の居住地を管轄する税務署及び申立人の居住地の市町村は、いずれも申立人の申立期間に係る給与関係書類を保管していないため、申立人の申立期間に係る給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

さらに、オンライン記録を見ても、申立人の申立期間における標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社を昭和40年2月28日に退職したが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社解散時の代表取締役は、「申立人に係る資料を保管しておらず、資格喪失に関する届出の状況は不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に他界しているため、申立人に係る申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある同僚に照会しても、申立人の退職日など勤務実態に関する具体的な証言は得られない。

さらに、申立人は、「A社の所定休日は、毎週日曜日であった。」と証言しており、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日の前後5年間において資格喪失している同僚は63人、このうち月末に資格喪失している者が10人確認できるところ、当該10人のうち、申立人と同様に日曜日の資格喪失者は3人みられるものの、月曜日の資格喪失者はみられず、申立人が月末の日曜日に資格喪失していることについて特段の不自然さがうかがえないことから、A社は申立人の最終出勤日である昭和40年2月27日（土曜日）の翌日（日曜日）を資格喪失日として届け出たことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月頃から36年8月頃まで
② 昭和40年1月11日から45年2月21日まで

申立期間①について、A社及びB事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、これまでも数回社会保険事務所（当時）で脱退手当金の支給記録があることは聞いていたが、今回、確認はがきをもらった。脱退手当金が支給された記憶は無いので、当該期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶している所在地に当該期間当時、A社が存在していたことは確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、商業登記簿により、A社は、昭和48年5月に解散していることが確認できるところ、同社の事業主及び申立人が支配人であったと記憶する者を含む取締役は、いずれも他界しているか本人を特定できない上、申立人は、同社における同僚等の氏名を覚えていないことから、申立人の同社における勤務実態等について確認できない。

さらに、申立人が記憶している所在地に申立期間①当時、B事業所が存在していたことは確認できるものの、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

加えて、B事業所に係る商業登記簿は保管が無く、申立人は、同事業所における事業主、上司、同僚等の氏名を覚えていないことから、申立人の同事業所における勤務実態等について確認できない。

なお、申立人は、申立期間①におけるA社及びB事業所での勤務期間について、「はっきり覚えていない。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、当該期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立期間当時の申立人の住所が記載され、昭和45年4月14日にC社を管轄する社会保険事務所（当時）に提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金支給決定旨を作成して決裁を得るなど裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の脱退手当金裁定請求書と支給決定日が申立人と同日の同僚の同裁定請求書が同一人の筆跡であると考えられることから、事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年5月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6496

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から11年9月まで

申立期間の標準報酬月額は、前後の期間(20万円)に比べ、低額な18万円と記録されているが、申立期間前後において、給与額に大きな変動は無かったと記憶しているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成10年12月から11年9月までの期間において、19万円から20万円までの標準報酬月額に見合う給与が支給されていることが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、A社から提出された給与明細書に記載されている当該期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成10年10月及び同年11月については、A社は当該期間の給与明細書を保管しておらず、当該期間における申立人の給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間当時、厚生年金保険法では、毎年5月から7月までの3か月間に支払われた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定し、その年の10月から翌年9月までの標準報酬月額とすることとされており、B銀行から提出された預金記録によると、平成10年5月に申立人に支払われた給与が、その前後の月に比べて低額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額が、その前後の期間（20万円）と比べて低額（18万円）になったものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から31年2月1日まで

私は中学を卒業してすぐにA社に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録は昭和31年2月1日資格取得となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和31年6月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同年9月*日に解散しており、当時の事務担当者は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当時の同僚は、「私は、A社で5年ぐらい勤務していたが、退職する前の6か月しか厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、私の妻も同社で勤務していたが、入社してから1年以上も被保険者記録が無いので、同社では入社してすぐには厚生年金保険には入れてもらっていない。」と証言している上、別の同僚は、「私は、入社して6か月ぐらいしてから厚生年金保険の資格を取得している。」と証言していることから、A社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させてはいなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月から35年12月1日まで

申立期間は、A事業所に勤務していた。私より1年近く遅れて入社した同僚が、私より先の昭和35年8月25日から厚生年金保険の被保険者となっており、私に記録が無いのは納得できない。申立期間に同事業所の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に勤務していた複数の同僚の証言から判断して、入社時期は特定できないが、申立期間当時、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚の記憶する入社時期と厚生年金保険の資格取得日には、3か月から3年2か月の空白期間があることから、申立期間当時、同事業所は、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡しているため、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、被保険者整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6499

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から同年7月1日まで

私は、昭和40年3月1日にA社に入社し、47年10月9日に退職するまで途中退社、異動、休職等もなく、継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっていることが分かった。

保険料控除が証明できる資料は無いが、A社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、A社を昭和46年1月31日に離職していることが確認できるところ、当該離職日の翌日は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できる。

また、雇用保険の記録により、申立人は、A社で昭和46年7月1日に再び当該資格を取得していることが確認できるところ、当該資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格の再取得日と一致していることが確認できる。

さらに、A社は既に適用事業所ではなく、申立期間当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、当時のA社の事務担当者は、「申立人のことは記憶しているが、申立期間に勤務していたかどうか、その時にどのような手続をしたかは、覚えていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和46年4月1日から48年3月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同年3月が記録の空白期間となっていることが分かった。

厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間にA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の在職証明書（平成23年3月30日付け）及び昭和48年3月31日付けの辞令により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「在職証明書は、資料や記録が残っていないため、当時在籍していた複数の職員の証言を基にして発行した。また、申立期間当時の賃金台帳等、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は残っていない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、A社において昭和51年3月31日までに厚生年金保険の被保険者資格を喪失している申立人を含む17人は、月末に資格を喪失している者が10人、月半ばに資格を喪失している者が7人であり、月初めに資格を喪失している者はいないことが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、A社を昭和48年3月30日に離職しており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月10日から35年4月1日まで

私は、昭和33年8月10日から36年1月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、このうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間に同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の証言から判断して、入社時期は特定できないが、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、複数の同僚は、「申立期間当時は、入社しても、すぐに厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と証言しており、当時のA社は、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は所在が明らかでなく、申立人の入社時期及び申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月9日から37年4月1日まで
② 昭和37年4月21日から40年11月21日まで

私は、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、「40. 12. 23支払済」の押印が認められ、脱退手当金裁定向が作成されているなど、社会保険事務所（当時）では適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、脱退手当金の請求に係る関係書類（「厚生年金保険の脱退手当金裁定について」）には、脱退手当金の支給を希望する旨の申立人の署名及び押印が認められることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和40年12月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月20日から34年2月1日まで

私は、A社での勤務期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年4月24日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者期間が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6505

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月2日から22年11月30日まで

私は、今回「確認はがき」が届いて初めて脱退手当金のことを知った。受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には脱退手当金が支給されたことを示す記載がある上、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和23年2月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金通則法施行前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6506

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月9日から44年12月1日まで

私は、A社を退職後に脱退手当金が支給されたこととなっているが受給した記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月5日から27年4月16日まで

私は、A社退職後とB社退職後の2回の脱退手当金については支給された記憶がある。しかし、C社D支店の退職後に脱退手当金は支給されていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間と申立人が受給を認めているA社の被保険者期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、当該合算支給に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和37年12月18日に支給決定されているほか、C社D支店の厚生年金保険被保険者台帳には同年11月1日に脱退手当金算出のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことが記録されており、A社の厚生年金保険被保険者台帳には、C社D支店の厚生年金保険被保険者記録を照会したことが推認できる「C社D支店 照会」の記載がある上、申立期間を含む脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月5日から35年3月4日まで
② 昭和35年5月4日から39年3月21日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した受給資格のある女性7人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5人に支給記録があり、そのうち4人が資格喪失日から約1年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険脱退手当金支給報告書によると、昭和40年2月19日に支給決定し、同年3月5日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。